

憲法

25条

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

アベノミクスと劣化する社会保障

講師 日野 秀逸氏 (東北大学名誉教授)

最低賃金と労働組合の役割

弁護士 山田 忠行氏



9月20日(火) 18時30分～
エル・ソーラ仙台
(アエルビル28階)

主催 / ナショナルミニマム研究会
連絡先 / 宮城県労働組合総連合
仙台市青葉区五橋1丁目5-13
TEL 022-211-7002

